

「どんどん食べよう北海道 地産地消を応援！」 ポスターコンテスト

●応募締切●
令和4年
9月30日(金)
消印有効

ポスター作品大募集

募集期間延長!!

農林水産物直売所で買うこと、道産食材をふんだんに使ったメニューが自慢の飲食店で食べること、道産食材の匂いを食卓で味わうこと、私達、北海道民が道産の食材・加工食品を愛用することはぜひ〜んぶ「地産地消」なんです。「地産地消」を応援するあなたの想いをポスターにしてみませんか。

たくさんのご応募お待ちしております!



テーマなど

地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」をテーマとします。「地産地消」や「道産食品の魅力発信」に関することが分かるよう作品には文言、キャッチコピーを入れてください。

応募区分

区分1: 一般の部 (プロアマ問わず)
区分2: 高校生以下の部 (応募票には学校又は保護者の連絡先の記入が必要です)

表彰(副賞)

区分	一般の部	高校生以下の部
最優秀賞	1点 賞状、副賞(5万円)	1点 賞状、副賞(図書カード1万円)
優秀賞	2点 賞状、副賞(3万円)	4点 賞状、副賞(図書カード5千円)
佳作	数点 賞状	数点 賞状

作品規格

- ・ A3版(又は画用紙八切サイズ)で、縦横自由
- ・ 画材は自由。デジタル作品も応募できます。
- ・ 応募作品は自作で未発表のものに限ります。

詳しくは北海道食品政策課のホームページをご覧ください。



主催：北海道【 問い合わせ先：農政部食品政策課 6次産業化係 Tel011-204-5432 】

どんどん食べよう北海道！地産地消を応援！ポスターコンテスト 作品募集

- ◆テーマ等 地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」をテーマとする。
「地産地消」や「道産食品の魅力発信」に関するポスターであることが分かるよう、作品の中に文言・キャッチコピーを入れ、「地産地消」に対する道民意識をさらに高め、道産食品の魅力発信につながる内容であること。
- ◆募集期間 令和4年（2022年）7月11日（月）～ 9月12日（月）消印有効
⇒ 募集期間延長 9月30日（金）消印有効
- ◆出品料 無料。ただし、作品の制作や応募等にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。
- ◆作品規格等
 - ・ A3版（又は八切サイズの画用紙）とし、縦横は自由。
 - ・ 画材は自由。デジタル作品の場合は、JPEG、TIFF、PDFデータのいずれかにより提出のこと。
 - ・ 応募作品は自作で未発表のものとし、特定のキャラクターや企業名、商品名等をイメージさせるものは使用しないこと。
- ◆選考基準
 - ・ 作品のデザイン性
 - ・ ポスター、啓発資材の図案としての斬新性、実用性
 - ・ メッセージのアイデア、妥当性
- ◆表彰区分 「最優秀賞」「優秀賞」「佳作」
- ◆部門
- | 区分 | 一般の部（プロアマ問わず） | 高校生以下の部 |
|------|---------------|--------------------|
| 最優秀賞 | 1点 賞状、副賞（5万円） | 1点 賞状、副賞（図書カード1万円） |
| 優秀賞 | 2点 賞状、副賞（3万円） | 4点 賞状、副賞（図書カード5千円） |
| 佳作 | 数点 賞状 | 数点 賞状 |
- ◆スケジュール 令和4年10月下旬 審査・入賞作品の決定・公表
令和4年11月上旬 表彰式 ※新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、別途決定。
- ◆応募作品等の取扱い
 - ・ 応募作品は返却しない。
 - ・ 応募作品の著作権及び使用権をはじめ一切の権利は、北海道に帰属する。
 - ・ 第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外とする。また、第三者の権利を侵害したことで発生したトラブルは、応募者側の責任とする。
 - ・ 応募に係る個人情報は、北海道が管理し、選考や表彰、啓発事業の実施等に必要な場合にのみ使用する。
 - ・ 入賞作品は受賞結果を公表するほか、道のホームページで紹介するとともに、道が作成する資料等への掲載、啓発資材を作成する際の図案にするなど、各種啓発活動に活用する。
 - ・ ポスターや啓発資材の作成に当たっては、作品図版の枠外に作品の作者名や学校名等を入れることがある。
- ◆提出方法 作品の提出にあたっては、応募票（ホームページからダウンロード）に必要事項を記入（高校生以下の場合は学校又は保護者の連絡先も記入）し、作品に添えて提出すること。
- ◆提出先 郵送又は持参の場合 北海道農政部食の安全推進局食品政策課6次産業化係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
デジタル作品の場合 E-mail：agri.business@pref.hokkaido.lg.jp
このほか、持参の場合に限り、最寄りの総合振興局、振興局の農務課でも受け付ける。
- ◆主催（問い合わせ先） 北海道（農政部食の安全推進局食品政策課6次産業化係 TEL011-204-5432）